

京浜地区における運賃改定実施による労働条件の改善状況

京浜地区においては、令和2年2月1日からタクシー運賃の改定を実施（改定率8.88%）いたしました。これによる令和4年3月から8月におけるタクシー運転者の労働条件の改善状況について、次のとおり公表します。

1 運賃を改定した事業者数

111社

・集計事業者数は、事業の譲渡譲受により前年対比が不可能な事業者1社を除く110社である。

（注）改定事業者数は、運賃を引き上げる方向で改定した事業者数である。

2 平均増収率

▲5.18%

（注）平均増収率は、次の算式により算出。

$$\frac{\text{令和4年3月から令和4年8月の営業収入（税引き後）}}{\text{平成31年3月から令和元年8月の営業収入（税引き後）}} \times 100 - 100$$

3 一般運転者に係る運転者1人平均賃金上昇率

▲3.46%

改定前1人平均給与月額 (平成31年3月～令和元年8月)	改定後1人平均給与月額 (令和4年3月～令和4年8月)
292,139円	282,036円

（注）一般運転者とは、定時制乗務員等一般運転者以外の運転者を除く運転者をいう。

4 改定による賃金改善率の分布（一般運転者1人平均）

15%以上	10%以上 15%未満	5%以上 10%未満	0%以上 5%未満	-5%以上 0%未満	-10%以上 -5%未満	-10% 未満	計
4社	6社	5社	20社	33社	20社	22社	110社

（注）賃金改善率は、次の算式により算出。

$$\frac{\text{令和4年3月から令和4年8月の運転者一人当たり平均給与月額}}{\text{平成31年3月から令和元年8月の運転者一人当たり平均給与月額}} \times 100 - 100$$

5 営業収入に占める賃金支給率の変動状況（一般運転者に限る。）

103%以上	102%以上 103%未満	101%以上 102%未満	100%以上 101%未満	99%以上 100%未満	98%以上 99%未満	97%以上 98%未満	96%以上 97%未満
28社	10社	12社	24社	4社	10社	6社	7社

95%以上 96%未満	95%未満	計
6社	3社	110社

(注) 賃金支給率の変動状況は、次の算式により算出。

$$\frac{\text{令和4年3月から令和4年8月の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \div \frac{\text{平成31年3月から令和元年8月の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \times 100$$

6 その他

(1) 労働者負担の軽減・・・詳細は別記1のとおり

- ・労働者負担を全て廃止した事業者数 6社
- ・労働者負担の一部を廃止した事業者数 2社
- ・労働者負担の一部を廃止し、一部を軽減した事業者数 16社
- ・労働者負担の全部を軽減した事業者数 2社
- ・労働者負担の一部について軽減した。 6社
- ・労働者負担に変更がない事業者数 18社
- ・労働者負担を採用していない事業者 60社

(2) 手当類の創設・拡充・・・詳細は別記2のとおり

- ・新しく手当を創設した事業者数 2社
- ・既存の手当について金額を増額する等拡充した事業者数 15社

(3) その他・・・・・・・・・・詳細は別記3のとおり

- ・その他運賃改定に伴い改善を行った事業者数 21社

<問い合わせ先>
 (一社)神奈川県タクシー協会
 担当者 三上、熱海、久保田
 連絡先 045-241-3577
 <配布先>
 関東運輸局記者会 (ハイタク等専門紙)

別記

1 労働者負担の軽減

(1) 廃止された労働者負担

・チケット、クレジット手数料等	2 1 社
・無線手数料	1 社
・復路高速道料金等	1 社

(2) 軽減された労働者負担

・チケット、クレジット手数料等	1 6 社
・復路高速道料金等	1 0 社
・配車手数料等	2 社

2 手当類の創設・拡充

(1) 新設された手当類

・無事故手当	1 社
・精勤、皆勤手当	1 社
・乗務手当	1 社

(2) 拡充された手当類

・無事故手当	1 社
・精勤、皆勤手当	1 社
・修理手当	1 1 社
・乗務手当	1 社
・当直手当	1 社
・通勤手当	1 社
・家族手当	1 社

3 その他

・労働時間の短縮	1 3 社
・一時金の支給	9 社
・脳ドック検診費用の全額負担	1 社
・インフルエンザ接種費用の一部負担	1 社
・退職共済制度の導入	1 社
・寮費の減免	1 社
・保育園料の支援	1 社